

学習指導要領に基づく指導と評価



児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年12月21日

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)(※)

(※)学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については、従来、学習指導要領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが、今回の改訂では、教育課程と学習評価の改善について一体的に検討され、学習評価の改善についても本答申に示された。



以下
「**答申**」
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



以下
「**報告**」
という。

□平成31年3月29日

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

(文部科学省初等中等教育局長通知)



以下
「**改善等通知**」
という。

以降の説明資料の下部に、当該資料に関して参考とすべき答申、報告、改善等通知を
<参考>として掲載するので、適宜御参照いただきたい。

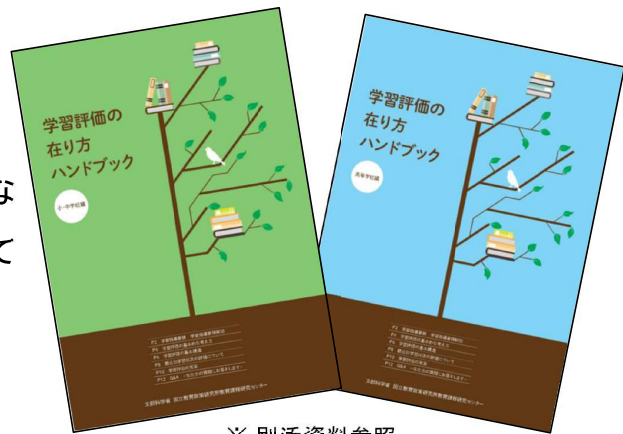
学習評価の在り方ハンドブック

教師向け「学習評価の在り方ハンドブック」を
国立教育政策研究所において公表します。

以下のような項目について、教師向けに分かりやすく説明(12頁)

- 学習評価の基本的な考え方
- 学習評価の基本構造
- 特別の教科 道徳, 外国語活動, 総合的な学習の時間及び特別活動の評価について
- 観点別学習状況の評価について
- 学習評価の充実
- Q&A

等



※ 別添資料参照

公表時期: 令和元年6月

公表方法: 全国の教育委員会等や学校等に送付, 国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載

74

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料



75

学習評価の改善の基本方針



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

<参考> 報告P. 5 通知1. (4)

76

観点別学習状況の評価の観点の整理



資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

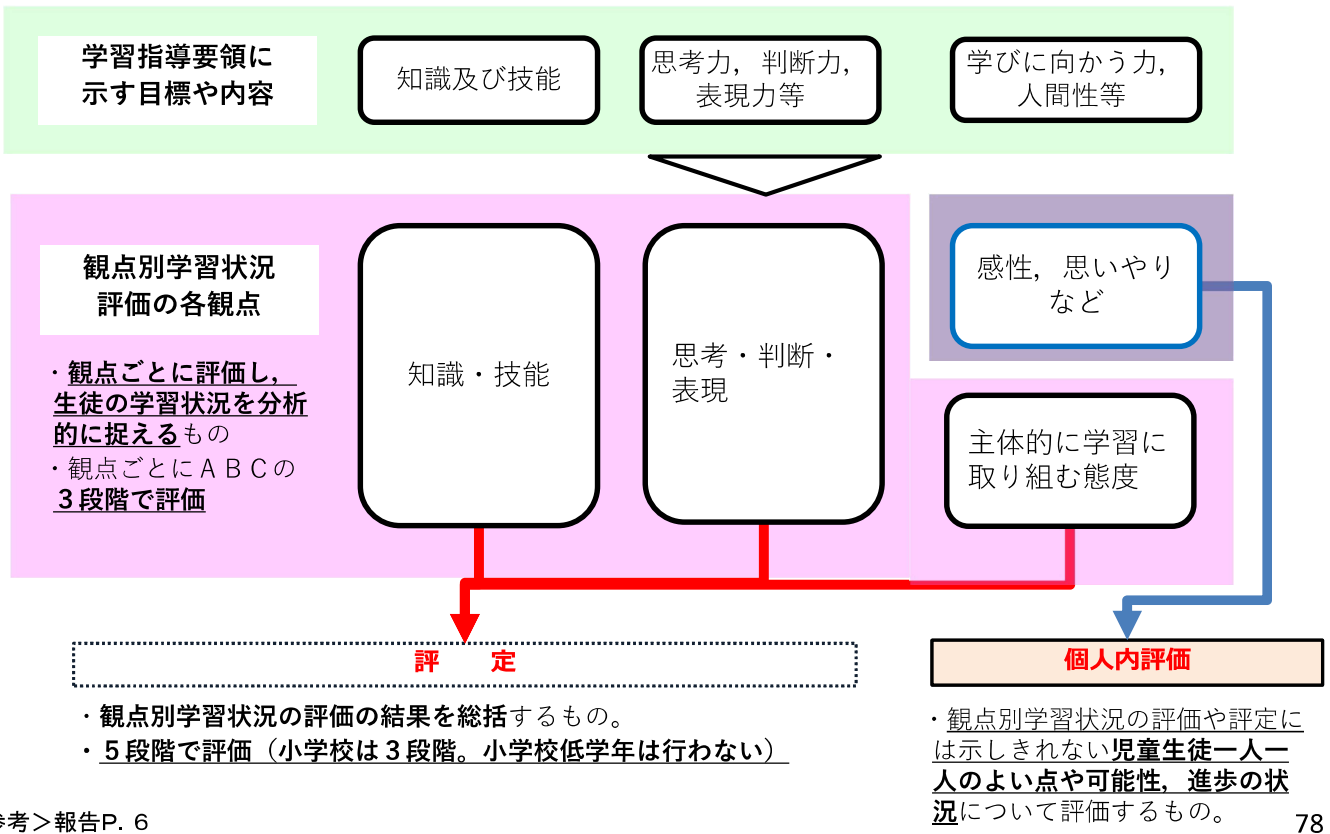


77

各教科における評価の基本構造



- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。

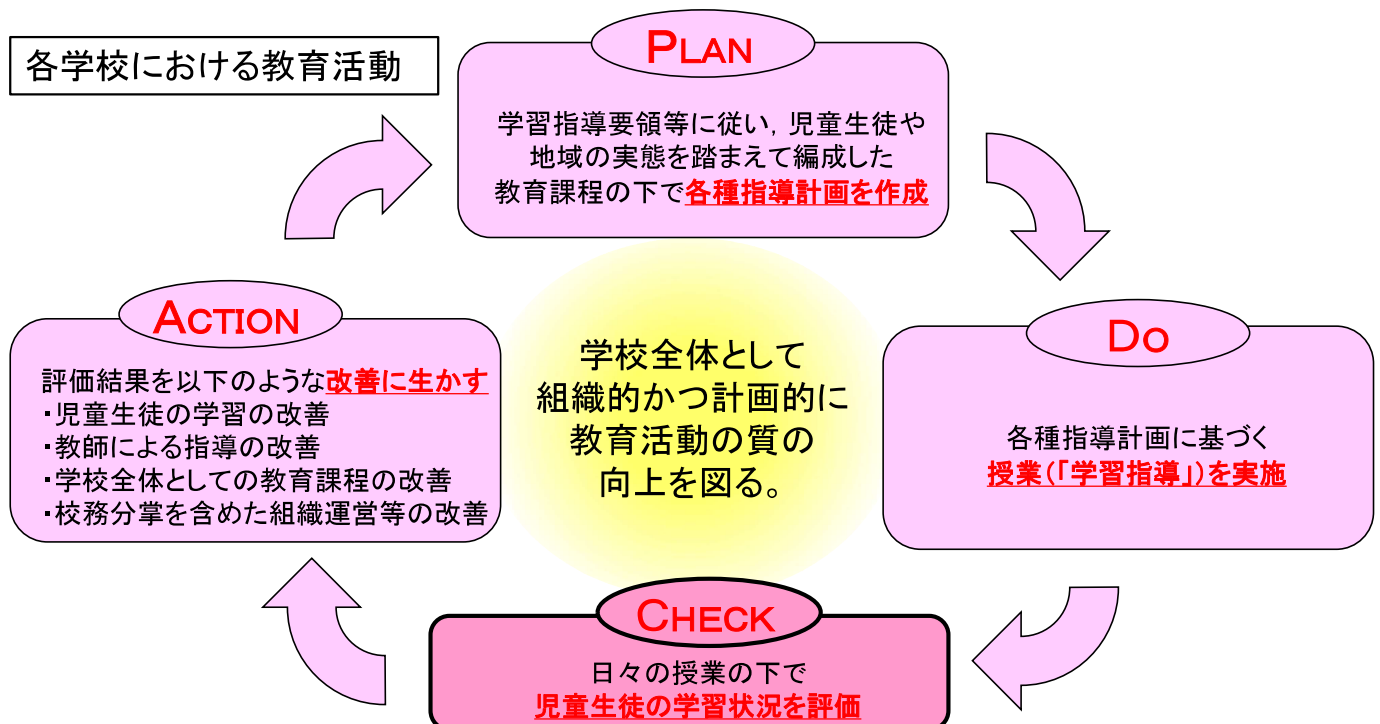


<参考> 報告P. 6

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価



「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。



<参考> 報告P. 3 改善等通知1. (1)

むすびに

保健教育の充実のためには、
全教職員の協力のもと
家庭や地域、関係団体等と連携して
取り組むことが必要です。

各学校への着実な周知をお願いします。

